

「子育て基盤の整備」に関する意見(第 19 回重点方針専門調査会、4,24)

高橋史朗

「重点方針 2019 の策定方針と主な事項例」の中に、「DV 対応と児童虐待対応との連携強化」が詠われているが、この視点を「子育て基盤の整備」の中にきちんと位置付けていただきたいと思います。理化学研究所の平成 28 年の調査によれば、虐待死などの虐待事件に関わった親の 72%が虐待を受けた体験があり、44%がうつやアルコール依存などの精神的問題を抱え、68%が発達障害を含む子育てが難しい環境に置かれていたことが明らかになった。

また、厚労省虐待死死亡事例の検証結果(第 2~14 次報告総数)によれば、「保護を怠ったことによる死亡」が 15%、「しつけのつもり」が 12%、「子どもの存在の拒否・否定」が 10%、「泣き止まないことにいらだったため」が 9%、「こどもがなつかない」が 2%に及んでいる。加害動機の約半分を占める上記のような問題への根本的対応が必要である。

児童虐待防止法は「保護者」に限定しているため、体罰禁止も保護者に限定した議論が行われているが、保育士や専門職の体罰も増加していることが見過ごされている。「子育て基盤の整備」に当たって、この点にも配慮する必要がある。虐待防止や体罰禁止の対象を保護者に限定すべきではない。

米ノースカロライナ州では、家庭支援の専門職が親支援を行い、虐待が 6 割減少した。面前 DV を解決し、家族問題、子育て支援の専門職を育成し、有効な保護者支援プログラムが、とりわけ子育てが困難な若い親たちに必要である。野田聖子前大臣が面会したギャルママ協会の元幹部たちの多くが虐待の連鎖という問題を抱えていた。

警察や自治体職員、配偶者暴力相談支援センターだけでは、急増している児童への「心理的虐待」に対応できない。また野田市の事件で父親による虐待に注目が集まっているが、平成 28 年度の虐待死の 61%は実母によるものであるという実態も見逃してはならない。

児童虐待についてはいじめ問題と同様に、対症療法だけでは解決できない。「子育て基盤の整備」という根本療法が重要であり、「未来への投資」の視点を忘れないでほしい。